平成２３年（再イ）第４０号
高知市長浜6557番地178
再生債務者　友永　　聡
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月４日まで
平成24年８月７日
高知地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第１１６号
札幌市豊平区豊平４条12丁目２番15―202号
再生債務者　三好　紳午
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年８月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１６号
三重県鈴鹿市高岡台４丁目１番28号
再生債務者　浅井　貴行
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年８月７日　　津地方裁判所再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再口）第２号
大分市大字三芳1207番地の４
再生債務者　甲斐　裕二
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月31日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月14日から平成24年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（再口）第１０１２１号
東京都中野区弥生町５―23―７―103
再生債務者　佐藤　敏弘
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月３日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月18日から平成24年10月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再口）第１０号
大阪府南河内郡太子町大字春日151番地の13
再生債務者　安田　和豊
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月３日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月10日から平成24年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再口）第１号
千葉県木更津市清川１丁目21番20号
再生債務者　浦邉　岳史
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月20日まで
平成24年８月６日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（再口）第１号
静岡県沼津市大岡955番地の18
再生債務者　有藤　由美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月20日まで
平成24年８月６日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（再口）第２号
鳥取県鳥取市気高町勝見630番地18
再生債務者　林　　一彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月27日まで
平成24年８月６日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（再口）第４号
沖縄県那覇市松川３丁目15番30―302号　ライオンズマンション松川第２
再生債務者　伊計　教輝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月３日まで
平成24年８月６日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（再口）第６号
札幌市東区北51条東２丁目１番13号
再生債務者　佃　英太郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月４日まで
平成24年８月７日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再口）第１号
福井県鯖江市当田町第12号５番地４
再生債務者　三田村隆之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月６日　　福井地方裁判所

平成２４年（再口）第１号
大分市敷戸南町７番３号
再生債務者　吉田　豊三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月６日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

企業年金基金変更公告

本間ゴルフ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

1．新事務所の所在地　東京都港区六本木６丁目10番１号
2．旧事務所の所在地　東京都港区三田３丁目11番26号
3．変更年月日　平成24年７月17日
平成 24 年８月 15 日
本間ゴルフ企業年金基金
理事長　荒三　長久

訂正をした公告

合併
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月十五日
掲載頁　一〇六頁（号外第一三〇号）
平成二十四年八月十五日
東京都新宿区四谷一丁目一五番地
（甲）株式会社オーエー・システム・プラザ
代表取締役社長　森田　宏文
東京都新宿区新宿一丁目九番一号
（乙）株式会社ＢｅＤｉｒｅｃｔ
代表取締役社長　角田　豊

合併
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十五日
掲載頁　八十五頁（号外第一六一号）
平成二十四年八月十五日
福岡県久留米市三潴町田川三二三番地三
（甲）ベストアメニティ株式会社
代表取締役　内田　弘
福岡県久留米市三潴町高三潴七三八番地四
（乙）株式会社こだわりもん工房
代表取締役　内田　弘